

# 日本における情報バリアフリー政策の現況と問題点

—高齢者・障害者を中心に—

李子成\*

- I. はじめに
- II. 情報格差に関する理論的背景
- III. 日本における情報格差の解消政策と情報バリアフリー
- IV. 高齢者・障害者における情報バリアフリーの現況
- V. 問題点及び示唆点

本論文の 목적은 일본정부의 정보격차해소정책의 일환으로써 정보베리어프리 정책의 현황 및 문제점을 고찰하고, 한국정부에 시사점을 제공하는 것이다. 본 논문에서는 일본 정보베리어프리의 현황을 검토하는 과정에서 정보격차해소정책이 정보복지적 관점에서 수행되고 있는 것을 분명히 밝히고, 이에 따라 3가지의 시사점을 제시하였다.

구체적으로 본 논문은 다음과 같은 사항을 검토하였다. 일본의 정보격차의 현황으로서 연령별, 성별, 도시규모별, 수입별 격차가 존재하나, 변수간의 격차에 있어서도 연령별 격차 즉, 20대와 60대 이상의 격차가 심각한 수준임을 지적하고, 정보약자로서 고령자와 장애자의 정보격차 해소를 위한 일본정부의 정보베리어프리 정책을 소개하였다. 구체적으로 일본의 고령자·장애자의 인터넷 이용률, 정보통신기기의 이용현황, 장애별 정보통신기기의 이용현황 등을 분석하고, 이에 대한 정보베리어프리 정책으로 홈페이지 웹 접근성 개선, 자막방송의 의무화, 정보통신기기의 유니버설 디자인 도입 등의 정책내용을 검토하였다.

\* 自治情報化組合 研究部 研究員

이에 대해 정보베리어프리정책의 문제점으로 고령자·장애자 관점의 정보화교육의 부재, 획일적인 정보베리어프리 정책, 정보통신기기 실용화의 한계 등을 지적하였다. 그럼에도 불구하고, 일본정부의 정보베리어프리정책은 고령자와 장애자의 정보격차해소를 단지 정보접근과 활용만을 강조한 것이 아니라, 사회구성원의 삶의 만족과 자기완성의 실현가능성을 높인다는 정보복지적 관점을 강조함에 따라 우리에게 시사를 제공한다. 이러한 검토를 통해 본 논문에서는 고령자와 장애자의 정보격차 해소를 위한 정보기술 및 정보 접근성 향상을 위한 사회 환경의 구축 등, 정보복지적 관점의 수용, 유니버설 디자인의 보편화, 정부·기업·NPO의 협력적 연계 등을 시사점으로 제시하였다.

주제어 : 정보격차, 정보베리어프리, 정보복지, 고령자와 장애자

## I.はじめに

最近、インターネットの急増により情報技術の恩恵から恵まれない階層が社会問題になり、韓国をはじめ各国において当面課題として取りあげられている。情報格差は情報技術の問題だけでなく、社会・経済の不平等の問題と結び付き、その解消に関心が集まれる。

韓国では1990年代の後半から情報通信インフラの構築が進み、2003年末の現在人口の約75%がインターネットを利用し、行政、企業、教育、日常生活において情報技術が拡散されている。それにも関わらず、情報通信技術から排除される階層が依然として残されている。最も情報格差が深刻な階層は60才以上の高齢者と障害者である。韓国では2002年末の全人口の中で65才の高齢人口の比率が7.9%であり、急速に高齢化社会になっている。そのため、高齢者が健康で活発に社会・経済活動ができる機会を拡大し、そのためのシステムを構築することが論じられている。そのシステムにおいて情報格差は重要な障害にな

る。情報弱者の情報格差解消に対する政策を積極的に行っている日本の取り組みを検討することによって高齢社会を準備する韓国にとっていくつかの示唆が与えられると考える。

すでに高齢社会になった日本は、高齢者や障害者に関する様々な政策が行われている。一方、社会活動を希望する高齢者も多く、実際に元気で働ける高齢者が増えている。このような状況から高齢者が情報技術から疎外されずに情報社会に適応し、豊かな生活や生産活動ができる環境づくりが現実の問題として取りあげられる。また、障害者にとっても同様な環境が求められ様々な障害に関係なく、自活や就職活動のために情報技術を使いこなせる能力が求められている。このような問題を解決するために日本政府は情報バリアフリーの概念を取り入れ、だれでも情報技術を活用し、生産性を高める社会システムの構築を強調する。上記した背景から本稿では、日本の情報バリアフリー政策の現況を分析し、その問題点を明確にする。そして日本の情報バリアフリー政策が韓国政府に与える示唆を提示する。

## II. 情報格差に関する理論的背景

### 1. 情報格差に関する議論及び概念

情報通信技術の急速な発展によって到来した知識情報社会について学者らは楽観的あるいは悲観的な展望を提示しながら様々な議論を披露している。まず、D. BellやN.Negroponsteのような社会学者は情報技術によって産業社会がもたらした逆機能の弊害を克服し、人間疎外を減少するという楽観的な展望を示した。彼らは情報化によって情

報格差も自然に解消されると考える。Compaine(2001)によると、電話やテレビジョンの拡散過程をとりあげながら情報不平等や情報格差の問題は新技術の導入初期に現れる一時的な問題としてとらえる。つまり、新技術の導入段階では技術的成果の利用が一部階層に限定されるが、時間の経過によって情報通信機器の値下げや、使用の利便性が促進され一般公衆が簡単に情報機器を使うと主張した。一方、H.MarcuseやJ.Habermaseのような哲学者らは情報技術の発展は人間の自由をより拘束するという悲観的な観点を提示したのである。Schiller(1996)によると、情報格差は情報機器の所有有無に関わらず、富の再生産の構造に関わる問題とし、このような社会構造の問題が改善されなければ、情報富者(information rich)と情報貧者(information poor)の格差がより深化すると述べた。

しかし、実際には情報社会に関する楽観論あるいは悲観論という議論よりも、社会・経済活動の主な手段として情報技術が使われている。そして社会では情報技術へのアクセス、所有、利用等をめぐって格差が生じられる。このような差異を情報格差(information gap, digital divide)<sup>1)</sup>という。

情報不平等の問題が最初に取りあげられたのは、1970年のP. Tichenor(1970)が同僚研究者と発表した知識格差仮説に関する論文からである。この論文が契機となり、1980年の初期まで新聞、テレビジョンなどマスメディアが不平等な情報分配に及ぼす影響に関する研究が行われたが、社会関心が情報格差という争点までは至らなかった。しかし、インターネットなどニューメディアの登場によって変化が生じられ

---

1) 情報格差という用語が一般化される以前の1970年代から知識格差(knowledge gap)、情報格差(information gap)、あるいは情報不平等(information inequality)という用語が使用された。

たのである。インターネットは娯楽性だけでなく学習性があり、従来放送の体制(broadcasting)とは異なる分化した受容者向けの放送(narrowcasting)に変わることによって情報分配の社会的・地域的格差が広がるのが注目された。この研究は1989年のJournal of Communicationの新しいコミュニケーション・テクノロジーがもたらす情報格差を取り扱った特集が発刊されたことから情報格差が社会の注目を浴びるようになったのである(김문조, 김종길 2002, 127)。

一方、社会において情報格差としてデジタル・デバインド(Digital Divide)という用語が使われたのは、1995年のNew York TimesのGary Andrew Poleが書いた‘Schoolnet Programs’が最初であった。その後、1996年のLA Times紙でも‘日常生活での情報格差：新技術を使用する人とそうではない人の差異’というコラムの中で情報格差が言及された。実際に、Digital Divideが政策的用語として使用されたのは、1995年7月の米国商務省の傘下機関であるNTIA(National Telecommunications and Information Administration)の報告書の‘Falling Through the Net: A Survey of the Have nots in Rural and Urban America’である。ここでは情報格差(digital divide)を新技術に接近する人とそうではない人との差異と定義したのである。

情報格差の概念は数多くの学者によって定義がなされている。OECD(2001)の場合は、個人、家庭、企業及び地域において互い相違した社会経済的な状況から始まった情報通信技術に対する接近機会と多様なインターネット利用における差異と定義したのである。また、서이중(1999)は情報格差を不平等な接近や活用と定義する。一方、韓国政府が制定した情報格差解消に関する法律(2001.1)によれば、情報格差とは経済的・地域的・身体的または社会的状況によって情報通信サービスに接近したり、利用したりすることができる機会の差異として定義する。

情報格差の概念を整理すると、情報の接近及び利用が多くの社

会集団において同様の水準で進行されない現象を示す包括的な用語として用いられる。このような観点からの情報格差解消政策は主に情報通信インフラ、情報機器、情報接近に関する格差の解消を強調する。その他にも様々な定義があり、またその内容においても環境の変化によって変わる。この焦点の変化をみると、情報格差が最初に登場した1990年代ではコンピュータの所有の有無に焦点が当てられたが、最近ではインターネットへの接近、活用、生産までにその意味が拡大している(최두진·김지희 2004, 15)。次には情報格差における類型を検討する。

## 2. 情報格差の類型

情報格差に関する定義が変化することによってその類型も異なる。本稿ではMolnar(2002)と김문조·김종길(2002, 134-139)の類型を検討する。〈表1〉で示したように Molnar(2002)は、インターネット適応時期による情報格差を初期導入期、跳躍期、飽和期の三つに分ける。初期導入期には接続格差が現れ、情報機器やインターネットなどに対する接近の有無による格差が存在する。接続格差は主に収入、住居形態、教育、年齢によって影響される。跳躍期には利用格差があり、情報機器の利用の有無から格差が発生する。この時期にはオンライン・コンテンツと訓練及び認識の不足などを補うためにはデジタル・リテラシー、教育、情報創出の活性化が伴わなければならないとする。飽和期には使用者間の利用の質的差異による格差が存在すると指摘し、この段階では利用形態による格差が存在する。この段階は利用者の質的格差を重視し、主にオンライン検索技術と問題解決能力において格差が生じる。

＜表 1＞ Molnarの情報格差の類型

適応段階	初期導入期	跳躍期	飽和期
情報格差形態	接続格差	利用格差	利用形態による格差
格差の差異	接続有無による差異	利用有無による差異	利用者間の差異

資料: Molnar(2002), 최두진·김지희(2004,20) 再引用.

また、김문조·김종길(2002, 134-139)の研究によると、＜表2＞のように情報格差の類型は情報の接近性、情報の活用性、情報の受容性を基準に三つの類型を提示した。第一類型は、接近格差である。コンピュータ、情報機器、インターネットなど情報媒体に接近できる機会に対する格差である。この際に情報機会の確保は経済資源の所有によって決定される。第二類型は、活用格差である。これは情報資源を円滑に活用することができる能力(情報動員力)と関連する活用格差である。活用格差は、情報媒体にアクセスできるとしてもそれを使いこなせる知的能力が伴わなければ、情報活用から疎外される。第三類型は、情報機器と情報を活用しようとする意欲及び受容態度と関連する受容格差である。受容格差は、情報を活用しても情報使用者自らが情報の有益性や有害性を認知することによって異なる。情報格差の質的性格は、第一類型から第三類型において漸進的に進化する特徴がある。

情報格差を典型的に検討すると、情報通信機器及びサービスに対する接近を保障するIT Accessibility段階、情報通信機器を扱う能力、即ち、情報利用能力を意味するIT Literacy段階、そして日常生活においてITを生産的に活用して情報機会を創出するIT Productivity段階に区分することができる。このような段階において主に技術的・経済的要因による情報機器の所有と利用における情報格差が強調されたが、その焦点の変化が‘接近と所有’から‘活用と成果’の格差に転換

する。したがって、情報格差の解消政策の方向も所有、利用の格差など接近の中心から活用、生産という情報及び知識を生産する観点へと転換することが分かる。

＜表 2＞ 情報格差の類型の特徴

	第一類型	第二類型	第三類型
格差の性格	機会格差	活用格差	受容格差
格差の要素	情報接近	情報活用	情報享受
主要資源	経済資本	社会資本	文化資本
知識の資源	知識の量	知識の幅	知識の深さ
知識の主要形態	単純知	実用知	文化知
情報利用者の特徴	操作者	使用者	ネッティソン
学習方式	訓練学習	体験学習	省察学習
主要改善領域	ハードウェア	ソフトウェア	ヒューマンウェア

資料: 김문초·김종길(2002, 139)

### Ⅲ. 日本における情報格差の解消政策と情報バリアフリー

#### 1. 日本における電子政府と情報格差

##### 1) 日本政府における電子政府の取り組み

日本における電子政府の背景には、1990年代の日本経済の低迷や産業競争力の低下という危機感がある。日本政府が電子政府を本格的に取り組むために高度情報通信社会推進本部を設立し(1994.8)、高度情報通信社会に向けた基本方針、行政情報化推進基本計画、規制緩和推進計画、バーチャル・エージェンシー構想等を発表し、こ

これらの計画に基づいて情報化への取り組みを行った。高度情報通信社会に向けた基本方針<sup>2)</sup>では通信網の整備など社会インフラの整備を強調したが、基本方針を改正し(1998.11)、民間主導、政府による環境整備、国際的な合意形成に向けたイニシアチブの発揮という三つの行動原則が打ち出された(白井均外 2000,25-26)。また、行政情報化推進基本計画の改正として‘行政情報化推進基本計画の改定について’(1997.12.)が閣議決定され、その計画目標<sup>3)</sup>の中ではじめて電子政府という用語が使用された。電子政府をより戦略的に取り組むために日本政府は、高度情報通信社会推進本部を改組してIT戦略本部及びIT戦略会議<sup>4)</sup>を設置し、電子政府の早期実現を課題とした。IT戦略会議本部は 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案(以下IT基本法とする)の制定(2000.11)、対面や書面交付を義務づけた各種法制度の一括見直し法案、日本型IT国家戦略の策定に取り組んだのである。IT基本法の成立を受けてe-Japan戦略(2003.1.22)及びe-Japan重点計画(2003.3.29)のなかでは電子政府の実現が主要項目として盛り込まれた(多賀谷一照 2002,21)。また、IT戦略本部はe-Japan戦略Ⅱ(2003.7.2.)を決定した。e-Japan戦略Ⅱの骨子は、ユビキタスネットワーク、情報セキュリティ、研究開発体制、IT人材、国際協力体制などの新しいIT社会基盤整備を進めることである。この新しい戦略に基づいてe-Japan重点計画-2003が策定された(2003.8.8.)<sup>5)</sup>その後、

- 
- 2) 高度情報通信社会に向けた基本方針とは、情報革命ともいえる変革を社会にもたらすことを認識したうえで、情報、知識の創造、流通、共有化を支える情報通信インフラを整備する必要性を述べている。
  - 3) 基本方針の内容は1.社会の情報化の進展に対応した行政情報化の推進、2.情報通信技術の活用による事務、事業の簡素化、効率化及び行政運営の高度化、3.行政情報化推進のための基盤整備等があげられる。
  - 4) ①電子商取引のための環境整備、②公共分野の情報化、③情報リテラシーの向上、人材育成、教育の情報化、④ネットワークインフラの整備

e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージ(2004)及びe-Japan重点計画-2004が決定された。ここでは重点政策分野として世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成, 教育・学習の振興と人材育成, 電子商取引等の促進, 行政の情報化(電子政府の実現)・公共分野の情報化, ネットワークの安全性及び信頼性の確保等が取り上げられている。そしてこれを受けて2005年にはIT政策パッケージ2005が決まり, 推進されている(総務省行政管理局 2005, 2)。

## 2) 電子政府における情報格差の取りあげ

情報化の進展に伴う問題点として日本政府は情報格差の解消を強調し, IT基本法及びe-Japan戦略に情報格差解消の関連内容が盛り込まれている。IT基本法(2000)の第8条では, 地理的な制約, 年齢, 身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会または活用のための能力における格差の是正が積極的に図られたのである。<sup>6)</sup> また, e-Japan戦略(2001)では, 情報格差の是正に関して過疎地や離島等の条件不利地域における高速インターネット利用の普及などについて検討するとされる。e-Japan戦略を具体化したe-Japan重点計画では, 情報格差の解消を日本政府の課題として位置づけ, 地理的な制約, 年齢, 身体的な条件などに起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正を積極的に図っていくことを強調した。さらに, e-Japan戦略Ⅱ(2003.7)では, ‘新しいIT社会基盤の整備’の次世代情報通信基盤の整備に関する情報格差の解消をとりあげたほか,

---

5) この内容は, 新戦略のもとで各部署が行う個々の施策を担当部署, 実施年限を明記し, 97施策をはじめ, 旧戦略以来の重点的な5つの政策分野についての210施策, 横断的課題に関する59施策, 合計366施策が列挙されている(インターネット白書 2004, 344)。

6) <http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/honbun.html>

e-Japan重点計画-2003(2003.8.)でも、‘世界最高水準の高度情報通信ネットワーク形成’部分でブロードバンド型サービスの本格的展開のための環境整備などにより、ユビキタスネットワークの形成を推進するという目標を設定し、そこで情報格差の解消が求められている。<sup>7)</sup> このように情報格差の解消問題は日本が電子政府を進めていく上で欠かせない重要な政策として取りあげられている。次には情報格差解消の政策内容を検討する。

## 2. 情報格差の解消政策の内容

e-Japan重点計画とe-Japan重点計画-2003に示された情報格差解消の対策としては、地理的な情報格差の是正、年齢・身体的な条件の克服、人材育成などが取りあげられている。その内容を検討すると次のようである。

### 1) 地理的な情報格差

日本政府は地理的な情報格差を解消するために地域情報化政策を強調している。そのために全国に超高速通信網を構築し、教育、福祉などの住民サービスの向上、行政効率化をとりあげる。地方公共団体等は、全国ブロードバンド構想(2003.10)及びe-Japan重点計画-2003に基づいて2005年を目処に学校、公民館、市役所等を結ぶ地域公共ネットワーク整備を推進し、2003年7月の現在、全国の3,254団体の中で1,804(55.4%)団体が地域公共ネットワークの整備に着手している。この際に地方行政の広域化の進展によって市町村が構築した地域公共ネットワークと都道府県が整備した情報ハイウェイ等にア

---

7) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>

クセスし、共同アウトソーシング等による電子自治体の推進、教育、遠隔医療、防災などのアプリケーションの展開に活用する自治体が現われている。これを背景に日本政府では2003年12月から地域情報化の推進に関する検討会を開催し、公共ネットワークの全国整備、各種アプリケーションの共同構築・共同運営、地域情報化を担当する人材育成等を検討している。

地理的情報格差を解消するためには、過疎地、離島などの条件不利地域において情報通信基盤の整備や情報通信技術を活用した公共サービスの充実等を推進するなど、主に地域情報化を実施する。具体的な政策としては、第一に、地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備の推進、<sup>8)</sup>第二に、民間事業者による情報通信基盤の整備に対する支援、<sup>9)</sup>第三に、情報通信技術を活用した公共サービスの充実<sup>10)</sup>がある(情報通信白書 2004,282-283)。詳細な施策は〈表 3〉である。

- 
- 8) 日本は過疎地などの条件不利地域におけるインターネットの利用を促進するため、市町村の学校などの公共施設へのインターネット導入を推進する。また、地方公共団体等の公的主体の行う高速公共ネットワーク整備、CATVインターネット整備などを支援し、これを利用した地域住民のインターネットアクセスの円滑化を図る。
  - 9) 過疎地などの条件不利地域において民間事業者が行う加入者承光ファイバ網、DSL等の高速加入者アクセス網の整備に対する支援を充実することにより、条件不利地域における情報通信インフラ整備を推進する。
  - 10) 遠隔医療の実現のため、病院等をネットワークで結んで画像診断等を行う。また、医療情報の標準化を推進するとともに、電子カルテ情報等を安全に共有、保存、伝送するシステムの開発を行う。地域における生涯学習機会の充実のため、全国の市町村の公民館、学校などにおいて教育情報衛星通信ネットワークを通じて提供される大学講座等を受信するための設備の整備に対する支援を行う。

＜表 3＞ 総務省の主な地域情報化支援施策の概要

施策名	概要
地域イントラネット 基礎施設整備事業	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速、超高速で接近する地域公共ネットワークの整備を構築する地方自治体を支援(交付決定数:784事業)
新世代地域ケーブルTV施設整備事業	自主放送の実施によって地域に密着した映像情報や両方向機能を活用してインターネット接近サービス等を提供するケーブルTV施設を整備する地方公共団体などを支援(交付決定数:16事業)
マルチメディア地域活性化創出事業	中心市街地の活性化を推進するためマルチメディアにあった展示、研修、交流機能を並行した施設を整備する地方公共団体などを支援(交付決定数:832事業)
地域インターネット導入促進基礎整備施設	地域住民にインターネットを活用した両方向サービスを提供するため公共施設にインターネットを導入する過疎地域等の市町村を支援(交付決定数:832事業)
情報通信システム整備促進事業	地域公共ネットワークを活用して便利性和高いシステムを構築するためにソフト閲覧等に推進する市町村を支援(交付決定数:682事業)
地方単独事業	情報通信技術を活用して社会変化に対応した活力ある地域社会の形成、質の高い公共サービスや行政情報の提供及び地域間格差是正を図るため地方公共団体が地方単独事業として実施する公共施設等を接近する大容量及び高速のネットワーク等地域の情報通信基盤などの整備に対する支援

資料: <http://www.dosite.jp/j/domes/local.html> ( )内は2003年度末までの交付決定数

## 2) 年齢・身体的条件による情報格差

情報格差が年齢及び身体的条件によっても生じられる。特に、高齢者や障害者等を配慮した情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器システム等の開発が推進される。そのため、各分野におけるバリアフリー化が重要である。日本政府は情報バリアフリー政策として高齢者・障害者のIT利活用の支援、接近性のよいホームページの普及、字幕放送などを取り上げている。

### (1) 高齢者・障害者のIT利活用の支援

2002年12月から日本政府は高齢者・障害者のICT活用の推進研究会を開催し、情報通信を日常生活や業務で扱う高齢者・障害者の能力を活用する一方、だれでも情報通信を利活用できるための課題や方策を検討した報告書が作成された(2003.5)。この報告書では2004年度からIT企業やNPO、福祉関係者の知見を活用して障害者等が安心して利活用できる支援、連携の方式、その担当者の人材育成の方策などを検討して障害者等のIT利活用に総合的に支援している。

### (2) 高齢者・障害者の使いやすいホームページの普及

2002年度から高齢者・障害者がホームページ情報を容易に利用できるようホームページの問題点を点検、修正するシステム(ウェブ・アクセシビリティ・システム)を開発し、実証実験などによってシステムの完成度を高め、2003年度には完成したシステムをCD-ROM化して地方公共団体等に配布することを公表した。

### (3) 字幕放送の拡充

1997年に字幕放送の普及目標を策定・公表して字幕拡充を推進しているが、さらに拡充が要望されることによって日本政府では2001年7月に放送事業者(NHK及び民放キー局)に対する字幕放送の普及目標の達成に向けた字幕放送の計画的な拡充を要請した。これによって放送事業者は自らが作成した計画に基づいて字幕放送の拡充を推進し、字幕付与可能な総放送時間に占めた字幕放送時間の比率が増加している(情報通信白書 2004,285-286)。

### 3) 人材の育成

情報格差を解消するためには、情報及び情報通信に関する知識や使い方を取得することが最も重要である。したがって、e-Japan重点計画-2003においても‘人材の育成並びに教育及び学習の振興’が重点政策分野の一つとしてとらえている。情報社会に対応した人材育成の施策には次のようである。

#### (1) 公立学校におけるIT教育と教員のIT指導力

公立学校における教育用コンピュータの整備は2002年度には児童生徒9.7人に1台となり、また2002年度には公立学校のインターネットの接近率は99.5%に達した。また子供たちにIT教育を実施するためには教員のIT活用能力を修得することが不可欠である。公立学校におけるコンピュータの操作が可能な教員の割合は1999年度の66.1%、2002年度には87.6%となっている。学生と教員におけるIT力量を高めるための教育と設備が整っている。

#### (2) 情報リテラシーの向上

日本政府は、地域イントラネット基盤施設整備事業等により学校、図書館、公民館、市役所等を高速、超高速で接近する地域公共ネットワークの整備を支援し、地域の教育、行政、福祉、医療、防災など高度化を図っている。また公立小中高等学校等のインターネット接近に必要な経費や教育用コンピュータ整備に必要な経費、情報処理技術者を活用し、情報教育の技術面の指導や研修を実施するために必要な経費を対象として地方財政措置を講じている。

一方、文部科学省では学習指導要領の改訂が行われ、2002年度から小中高等学校を通じて各教科や新設された総合的な学習の時間におけるコンピュータやインターネットの積極的な活用が行われて

いるほか、中学校の技術、家庭科で‘情報とコンピュータ’，高等学校で‘情報’が必修とされた。

<表 4> IT講習推進特例交付金事業の受講者数

実施年度	開設講座数	募集定員数(人)	受講者数(人)
2002	6,109	115,369	109,372
2003	317,991	6,723,545	5089,619
合計	324,100	6,838,914	5198,991

資料: 情報通信白書(2004, 273).

### (3) 専門的人材の育成

日本政府では2003年からIT人材資源大国となることを目的として情報通信人材研修支援制度を導入した。同制度では情報通信人材研修事業を実施する第三セクター及び公益法人等を対象に当該事業に必要な運用費用の一部を助成するもので2003年度には135件を採択した。また、2004年度から不正アクセスや攻撃などの情報セキュリティ侵害事案に的確に対処できる人材を効果的かつ集中的に育成することにより、ネットワークの安全性・信頼性の確保・向上を図ることを目的とし、情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業が導入された(情報通信白書 2004, 272-273)。

### 3. 高齢者・障害者のための情報バリアフリー政策の展開

#### 1) バリアフリー政策の概念

バリアフリー(barrier-free)とは、もともと建築分野で使われた言葉として公共建築物や道路、個人の住宅等において高齢者や障害者の利用に配慮した設計のことを言う。たとえば、車椅子利用者等のために段差にスロープを設置するなどとして利用できるようにすることがその例である。障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味がある。1974年に国連障害者生活環境専門家会議が‘バリアフリーデザイン’という報告書を発表したところから、この言葉が使用されたのである(総理府編 1995, 5)。

バリアフリーに関する初期の取り組みは、米国のリハビリテーション法504条(1973)の‘連邦政府の補助を受けている施策・事業において障害者の差別禁止’に影響されている。つまり、国の財政的な援助を受けている学校、地方公共団体、施設等では、障害者を差別してはならないことが定められていたのである。この法律で初めて障害者の人的保障がなされたことになる。1988年の障害者へのテクノロジー関連支援法(Technology-Related Assistance for Individuals with Disabilities Act)が制定され、障害者のニーズを調査し、障害者支援技術の効率的な開発と障害者へのサービス・アクセス促進のために各州への助成を定めた。その後、1990年にアメリカ障害者法(Americans With Disabilities Act : ADA)が成立された。ADAは雇用、公共サービス、民間事業者によって運営される公的施設及びサービス、電気通信など4つの章で構成され、障害者差別を禁止している(池田佳代子 2002,54-55)。米国の障害者関連法の制定は日本のバリアフリーに影響を与えたのである。日本でバリアフリーが注目された契機は2000年11月に施行された‘交通バリアフリー法(

高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)<sup>11)</sup>である。

日本では1994年12月総理府編「障害者白書」の中でバリアの内容が示されている。交通機関、建築物などにおける‘物理的障壁’、資格制限などによる‘制度的障壁’、点字や手話サービスの欠如による‘文化・情報面の障壁’、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる‘意識上の障壁’があげられる。また、バリアフリーの概念は、当初の‘物理的障壁’の除去の範囲をより広げ、障害者の社会参加を困難にさせる社会的、制度的、心理的な障壁の除去を含む広義の概念として認識される(総理府編 1995, 4-5)。

さらに、1998年12月「障害者白書」では、上記した障壁に‘情報の障壁’を加えている。即ち、障害のある人の場合は視覚・聴覚等の感覚機能に障害があるため、障害がない人と同じコミュニケーション手段を利用することが困難な場合が多い。このような情報の障壁を取り除くために、発達・普及した情報通信機器やシステムを障害がある人が十分に利用し、社会の情報化の利便を享受して社会参加を図れるよう‘情報バリアフリー’を強調したのである(清原慶子 2002, 44-45)。

## 2) 日本における情報バリアフリー政策の取り組み

バリアフリーの種類には概ね四つがあげられる。第一、情報提供のバリアフリー化がある。国がインターネットを通じて提供する情報が視覚障害者にも利用しやすいものになるよう、官庁のホームページのバリアフリー化に取り組むほか、視覚障害者に配慮した官報のイン

---

11) この法律は交通機関のバリアフリー化を促すもので、駅舎や駅周辺にエレベーターやエスカレーター、点字ブロックなどの設置をもとめ、障害者や高齢者の移動のバリアを取り除こうとする法律である。

ターネット配信等を行う。また、視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しむよう、視聴覚障害者向け放送ソフトの製作技術の研究開発を実施するほか、字幕番組、解説番組、手話番組の制作費に対する助成を行う。第二、公共空間のバリアフリー化がある。高齢者、障害者が利用しやすい案内標識などを交差点等に設置するとともに、携帯端末などを活用した歩行円滑化のためのシステムの開発・普及を推進する。また、高齢者・障害者が鉄道等の公共交通機関を容易に利用できるようにするための旅客サービス支援システムを開発する。第三、学校のバリアフリー化がある。すべての盲・ろう・養護学校等の授業においてコンピュータを活用できる環境を子供たちの障害状態に十分配慮しつつ整備する。また入院中の児童生徒などに対するインターネットによる学習機会の提供を行えるよう研究開発を行うとともに、盲学校の点字情報ネットワークシステムの充実を図る。そして、第四に、高齢者・障害者のための情報通信関連機器・システムの開発等がある。高齢者や障害者が容易に利用できる情報通信関連機器・システムの開発・普及等を促進する。また、高齢者や障害者が簡単にインターネットを利用する技術等の研究開発や高齢者・障害者にとってアクセシブルなホームページの点検システムを製作し、実証実験を行う等、情報バリアフリー化を推進する。<sup>12)</sup>

日本の情報バリアフリーの取り組みは、1994年から産学官の関係者が委員である‘情報バリアフリーに関する研究会’から始まったのである。同研究会では高齢者や障害者にITをどのように活用するかという議論から、具体的に情報バリアフリーをどのように実現するかについて議論したのである。1995年5月の郵政省電気通信審議会で‘グローバルな知的社会の構築を目指して一情報通信基盤

---

12) <http://www.dosite.jp/j/domes/itstr-j.html>

のための国際指針(答申)'かなされ、また郵政省通信政策局内に'高齢者・身体障害者の社会参加支援のための情報通信の基本に関する調査研究会'が設置され、当初'ライフプロモーション部会'と'情報障害克服部会'の二つの部会が設置された。後者は第1回目に情報バリアフリー部会と改称された。このように改称された理由は、高齢者・障害者に情報障害の克服を強いるのではなく、障害を除去する方向での社会の取り組みの認識を高めるためであったとされる(郵政省通信政策局情報企画課(監修)1996, 46)。

日本政府は'障害者対策推進本部'を'障害者施策推進本部'と名称を変更し(1996.1), 7月には高齢社会対策大綱を閣議決定しており, 厚生省も傷害保健福祉研究情報システムを構築した。また, 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部改正により(1997.5), 字幕番組・解説番組に係る免許制度を改善するとともに, 放送事業者に対し字幕番組・解説番組の放送努力義務を規定した。これについては同年11月に字幕放送普及を行政運営の指針に含めた。さらに1997年度より通信・放送機構において'高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金制度'を創設し, 高齢者・障害者向けの通信・放送技術の研究開発に対する一部助成を開始している。これを実現するために利用者としての高齢者の意見を反映する仕組みが求められ, 電気通信アクセス協議会では事業者と高齢者・障害者の当事者が協議して2000年7月に'電気通信アクセシビリティガイドライン'を策定した。また, 通産省による'障害者など情報処理機器アクセシビリティ指針'も改訂されている(2000.4)。2001年に入り, これらを統合すべく総務省と経済産業省が共同で, 文字通り有効な指標とする動きが出ている。誰もが使いやすい情報通信機器とサービスの構築が求められる。これは高齢者・障害者を特に対象にした機器開発をするという考え方ではなく, もしろ個別のニーズを尊重しながらもすべての人に使いやすい製品・サービスの実現を目指すというユニバーサル・デザインの考え方に結び付くとされる(清原慶子 2002, 47)。

＜表 7＞ 情報バリアフリー政策の経緯

年 度	研 究 會 名
1994年	「高齢化社会における情報通信の在り方に関する調査研究会」 (郵政省)
1995年	「高齢者・身体障害者の社会参加支援のための情報通信の在り方に関する調査研究会」(郵政省)
1997年	「高齢者・障害者の情報通信の利活用の推進に関する調査研究会」 (郵政省・厚生省)
1998年6月	「ライフサポート(生活支援)情報通信システム推進研究会」 (郵政省・厚生省)
1999年4月	「情報バリアフリー環境の整備の在り方に関する研究会」 (郵政省・厚生省)
2000年2月	「情報バリアフリー懇談会」(郵政省)
2000年5月	「高齢者・障害者の情報通信利用に対する支援の在り方に関する研究会」(郵政省・厚生省)
2001年5月	「高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非営利活動の支援等に関する研究会」(総務省・厚生労働省)

資料: 池田佳代子(2002, 60).

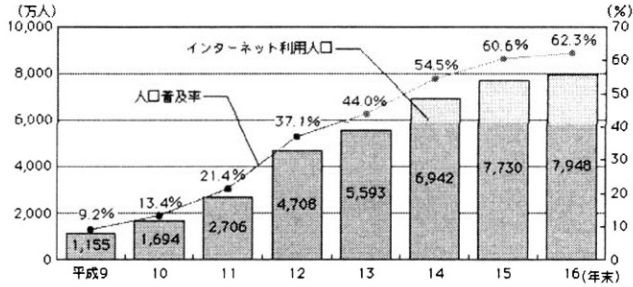
## IV. 高齢者・障害者における情報バリアフリーの現況

### 1. 日本における情報格差の現況

#### 1) インターネット利用人口及び普及率

日本のインターネット利用人口は＜図1＞のように2004年末における7,948万人(対前年比2.8%増)と推計され、人口普及率は62.3%と2003年末7,730万人(60.6%)と比べて1.7ポイントの増加となった。

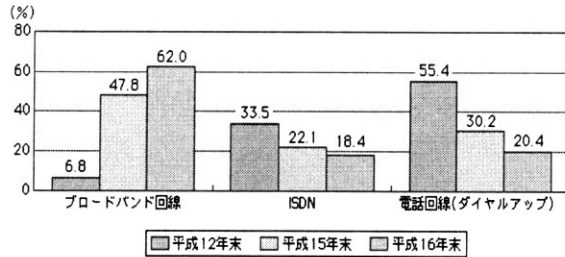
<図 1> インターネット利用人口及び普及率



- ※1 上記のインターネット利用人口は、パソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している6歳以上の者が対象
- ※2 平成16年末の我が国の人口普及率(62.3%)は、本調査で推計したインターネット利用人口7,948万人を、平成15年10月の全人口推計値1億2,764万人(国立社会保障・人口問題研究所我が国の将来人口推計(中位推計))から除いたもの(全人口に対するインターネット利用人口の比率)
- ※3 平成9～12年末までの数値は「情報通信白書(平成12年までは通信白書)」より抜粋。平成13～16年末の数値は、通信利用動向調査の推計値
- ※4 推計においては、高齢者及び小中学生の利用増を踏まえ、対象年齢を年々上げており、平成12年末以前の推計結果については厳密に比較出来ない(平成11年末までは15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末から6歳以上)

2) ブロードバンド利用世帯の現況

<図 2> 自宅におけるパソコンからのインターネット接続方法



- ※1 複数回答であり、上記以外の選択肢もあるため、各年の合計が100とは一致しないこともある
- ※2 ブロードバンド回線：FTTH(平成13年から)、DSL、ケーブルインターネット、無線(FWA等)、第3世代携帯電話(平成16年のみ)

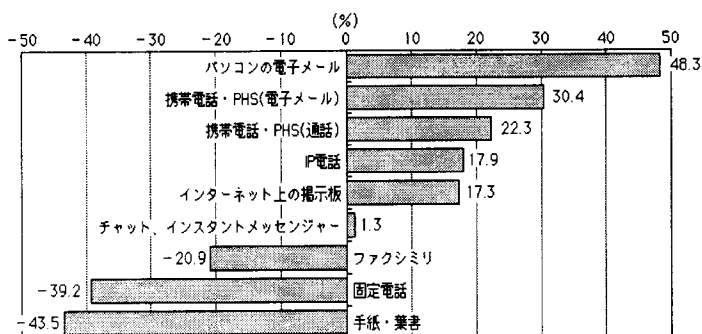
(出典) 総務省「通信利用動向調査」

次に、ブロードバンド利用世帯の現況を見て見ると、＜図2＞で示されたように2004年末には自宅でパソコンからインターネットを利用している世帯のうち、ブロードバンド(FTTH, DSL, ケーブルインターネット, 無線(FWA等)利用している世帯は2002年(平成12年)の6.8%, 2003年(平成13年) 47.8%, 2004年(平成14年) 62.0%で毎年増加し、ISDNや電話回線の利用率より高くなっている。

### 3) 情報収集手段・通信手段の変化

日本における情報収集及び通信手段がインターネットによってその利用形態も大きく変わっている。情報通信手段では、電子メール(48.3), 携帯電話(22.3), IP電話(17.9), インターネット上の掲示板(17.3)の利用が増加した一方、手紙・葉書(-43.5), 固定電話(-39.2), ファクシミリ(-20.9)利用が減少している。連絡手段が従来の固定電話から携帯電話, IP電話, 手紙・葉書から電子メールへと変化していることがうかがえる(＜図 3＞参考)。

＜図 3＞ 情報通信手段の変化



※ 各項目に対して「増加した」と回答した利用者の割合から「減少した」と回答した利用者の割合を差し引いたもの

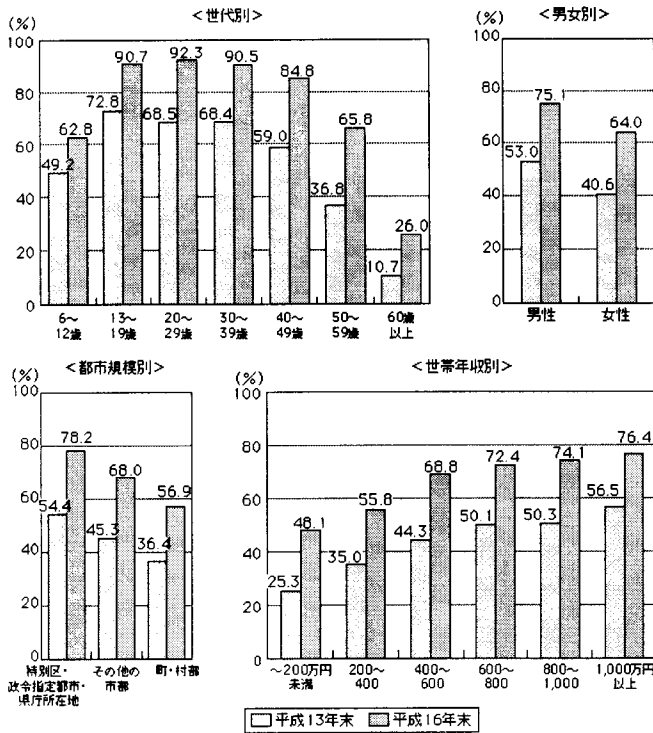
図表①、② (出典)「ネットワークと国民生活に関する調査」(ウェブ調査)

#### 4) 属性別インターネット利用格差の現状

2004年末のインターネット利用率は、利用者の世代(年齢)、性、都市規模、年収のいずれの属性が2003年と比べて上昇している。世代別のインターネット利用率においては若年層と高齢層の利用率の格差が大きい。2004年末では、いずれの世代も60%以上の利用率に対し、60歳以上の高齢者が26.0%であり、その利用率は大幅に減少する。特に、インターネットの利用が活発な世代である20代と比べると、20代と60代との格差が2003年度には57.8%であったが、2004年度にはその格差が66.3%としてより大きくなっている。性別のインターネット利用率においては、男性の方が女性よりもインターネット利用率が高い。その格差は2003年度には12.4%だったが、2004年度には11.1%で少々減少している。また、都市規模別のインターネット利用率は、都市規模が小さくなるにつれて低くなっており、特別区・政令指定都市・県庁所在地と町村部の利用率の格差は2003年末に比べ若干拡大している。しかし、全体的な格差をみてみると、特別区外と町村部との格差が2003年度には18.0%であったが、2004年度には21.3%と増加している。特別区外の場合、2003年度と2004年度の間には23.8%の増加があったが、町村部の場合には20.5%のみに止まっている。したがって、町村部より広域地域でインターネットの利用が増加していることがうかがえる。また、収入別のインターネット利用率(世帯の年収で世帯構成員の利用率を比較)については、年収の多い層ほど利用率が高い。200万円未満と1000万円以上との利用率の格差は2003年度の31.2%であったが、2004年度には28.3%で減少している。

属性別インターネット利用格差の現状では年齢と地域間の格差が他の属性より大きく存在することが分かる。

＜図 4＞ 属性別インターネット利用の現状



(出典) 総務省「通信利用動向調査」

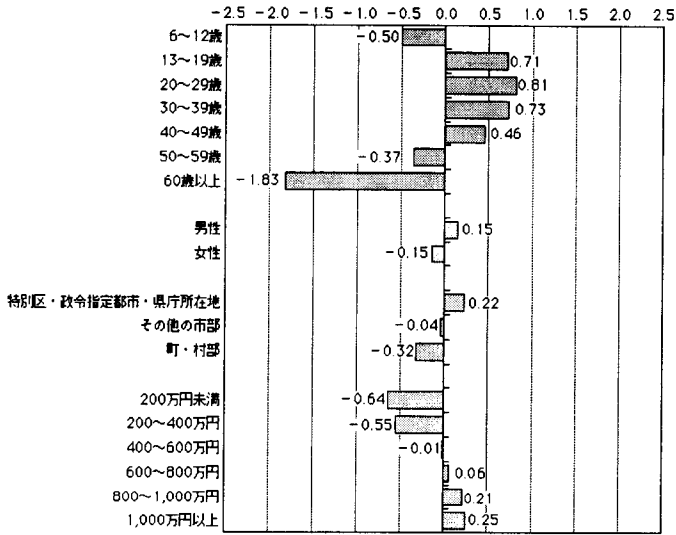
## 2. 高齢者・障害者における情報格差の現況

### 1) 高齢者・障害者のインターネット利用状況

上記したインターネットの利用率を検討してみると、世代、性、都市規模、年収の各要因により格差が存在しているが、その格差が減少する傾向がある。＜図 5＞をみてみると、2004年末においてインターネットの利用・未利用に最も大きな影響を及ぼしている要因は世代と地域で

ある。特に地域の格差より世代の格差がより大きく、日本の情報格差の  
 主な要因としてとりあげられている。

<図 5> 属性別インターネット格差の影響図



- ※1 右にグラフが伸びている(プラス数値が大きい)属性ほど、インターネット利用にプラスに影響し、他方、左に伸びている(マイナス数値が大きい)属性ほど、インターネット利用にマイナスに影響する  
 例えば、「20~29歳」という(世代)属性は、他の世代・都市規模等の属性に比べ、インターネット利用に最もプラスの影響がある。逆に、60歳以上という(世代)属性は、インターネット利用に最もマイナスの影響がある
- ※2 絶対値(「世代別」13~19歳の「0.71」等)は、当該属性の影響度の大きさを示すもので、絶対値が大きいほど、影響度が高い

(出典) 総務省「平成16年通信利用動向調査」

世代を年齢別にみると、年齢が13~19歳(影響度0.71)、年齢が20~29歳(影響度0.81)、年齢が30~39歳(影響度0.73)となり、若年層のインターネット利用率が高くなっている。逆に、インターネット利用に最も大きなマイナスの影響を与えているのは、年齢が60歳以上(影響度-1.83)の高齢者である。このように高齢者に対する情報格差が深刻であり、その解消が求められる。

このような高齢者による情報格差は世界共通であるが、その度合

いは各国によって異なる。若年層と高齢層との格差をみてみると、米国、英国、スウェーデンでは50%代であるが、韓国(79.3)と日本(70.0)は他国よりその格差がかなり深刻であることが示される。

<表 5> 主要先進国における年齢別のインターネットの比較比較

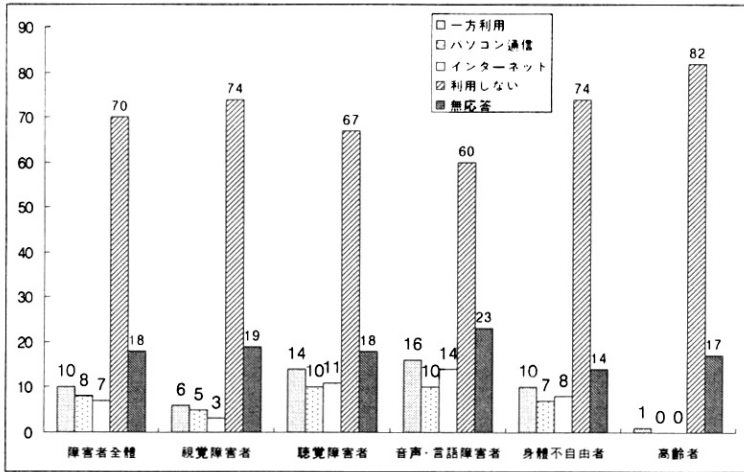
区分	米国	英国	スウェーデン	日本	韓国	
高齢層	44.8	44.0	39.0	21.6	16.2	韓国, 米国: 50代以上, 英国: 55-64才, スウェーデン: 55-74才, 日本: 50-64才
若年層	78.8	89.0	90.0	91.8	95.5	米国: 9-17才, 英国: 16-24才, 韓国: 7-19才, スウェーデン: 18-29才, 日本: 13-19才
格差(%p)	34.0	45.0	51.0	70.0	79.3	

資料: 韓国情報文化振興院(2004)

## (2) 高齢者・障害者における情報通信利用の現況

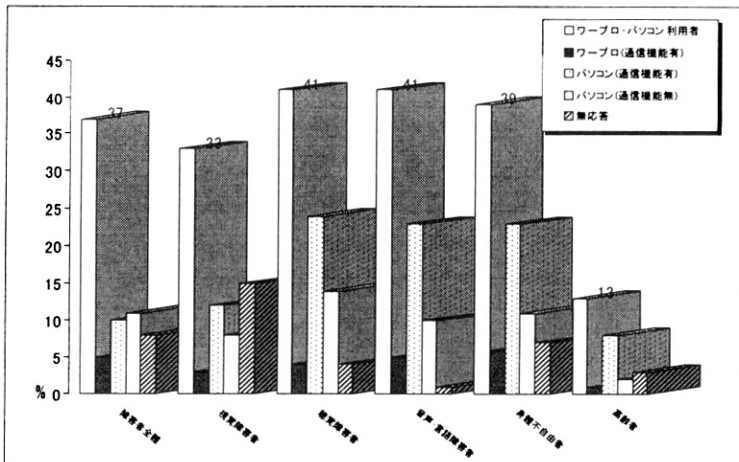
情報通信利用の現況を<図 6>で見ると、ほとんどの高齢者・障害者が情報通信を利用しないことが明らかにされている。利用しない場合、障害者全体が70%であるが、高齢者の場合は82%であり、障害者全体よりも高齢者の比率が高い。情報通信を利用する部分では、障害者が高齢者よりもっと情報通信機器を使うことが示される。使用された情報機器にはインターネット機能がある携帯電話が最も多く、インターネットとパソコンが同様な比率で使われている。

〈図 6〉日本高齢者・障害者のパソコン通信・インターネットの利用状況 (単位: %)



資料: 通信利用動向調査, 2003, <http://www.zaimu.yusei.go.jp/tokei/tdmokuji.html>,

〈図 7〉日本高齢者・障害者のワープロ、パソコンの利用状況

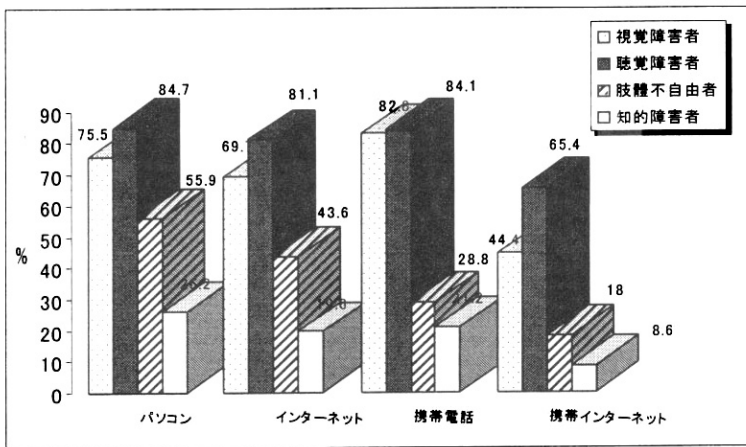


資料: 通信利用動向調査, 2003, <http://www.zaimu.yusei.go.jp/tokei/tdmokuji.html>

＜図7＞で示されたように、高齢者・障害者が利用する情報通信機器としては、ワープロ・パソコン、通信機能があるパソコンが多く使われている。このなかでも高齢者の通信機器の利用率は13%で、もっとも低く示されている。

また、障害別の情報通信機器の利用状況を＜図8＞でみると、パソコン、インターネット、携帯電話、携帯インターネットにおいて聴覚障害者と視覚障害者の利用率が高い。聴覚障害者の場合、パソコン(84.7%)、携帯電話(84.1%)、インターネット(81.1%)等で高い利用率を示し、その次には視覚障害者が携帯電話(82.8%)、パソコン(75.5%)、インターネット(69.7%)を利用している。障害者全体において主に利用される情報通信機器としてはパソコンとインターネットが多い。

＜図 8＞ 障害別情報通信の利用状況



資料: 情報通信白書(2003).

### 3. 高齢者・障害者における情報格差解消の施策

上記した内容によると、高齢者と障害者において情報通信の利用が相対的に低い現状が明らかにされる。日本政府は高齢者や障害者の情報格差の解消のために彼らが直接に情報通信機器を操作するよりも、アクセスしやすい方法として放送やインターネットのホームページの利用を奨励する。これらの傾向に合わせて日本政府は高齢者・障害者の情報バリアフリー政策として、ホームページの改善、字幕放送、情報通信システムの開発等に関するアクセスしやすいシステムを取り上げている。その内容は検討すると次のようである。

#### 1) ウェブ・アクセシビリティ・システム(Web Accessibility System) :

##### ホームページの活用

高齢者・障害者の情報格差を解消するため、アクセスが容易な媒体に対する工夫が要求される。その一つがホームページである。2002年から高齢者・障害者がホームページの情報を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステム(ウェブ・アクセシビリティ・システム)が開発された。2003年に実証した実証実験の結果を反映させ、2004年には改善されたシステムをCD-ROM化して、地方公共団体で活用している。ウェブ・アクセシビリティ<sup>13)</sup>は三つの形態として提示される(情報通信白書 2004,285)。

---

13) アクセシビリティ(accessibility)とは、高齢者や障害者を含めたすべての人が交通、建物、機器、サービス等において利用の容易さを意味する。情報入手の容易さは情報アクセシビリティであり、ホームページの利用の容易さはウェブ・アクセシビリティとする。

### (1) ホームページ作成者用：点検・修正システム

点検・修正システムはウェブ・アクセシビリティの根幹になるシステムである。利用者が指定したホームページを点検して問題点を報告し、修正のための手続を提供する。簡単に修正できる問題点についてはシステムが自動的に修正する。自動修正が不可能な問題点については対話式の半自動修正が行われる。

### (2) 高齢者・障害者用：アクセス支援システム

アクセス支援システムは高齢者・障害者がホームページを利用するときにはできるだけ使用しやすい形態でホームページを自動変換して表示する。以下の項目のなかで必要なものを利用者が選択し、登録してその後に登録内容に合わせた変換をする。その内容は見易い色の変換、文字の大きさの拡大、IT用語の解説付与、第四、ホームページの音声変換による聴取サービスの提供等四つの方法がある。

### (3) 一般人用：アクセシビリティ体験システム

第一、アクセシビリティ体験機能は一般人に多様な環境でホームページを見る方法、伝達方法を実際に体験するようにし、あまり慣れていないアクセシビリティに対する深層的な理解を高める機能である。第二、テキスト・ブラウザからのホームページを表示する。第三、音声朗読ソフトからのホームページの朗読などがある。

## 2) 字幕放送

高齢者・視聴覚障害者のための放送の充実は、情報アクセス機会の均等化を実現するのに非常に重要である。日本政府は、1997年度に放送法を改正して字幕放送等の努力義務化を図るとともに、2007年まで

に字幕付与が可能なあらゆる放送プログラムに字幕を付与することを目標とした字幕放送の普及目標を策定し、字幕拡充を推進している。

### (1) 字幕プログラム・解説プログラム等の製作促進

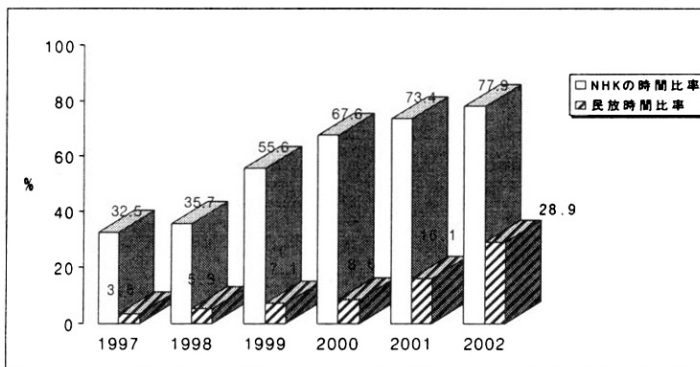
身体障害者の利便増進のために通信・放送における製作を促進している。身体障害者の利用の円滑化事業の推進に関する法律(身体障害者法)に基づいて1993年から通信・放送機構が字幕プログラムを製作するものに対して所与経費の1/2を上限に助成する。

### (2) 視聴覚障害者用の放送ソフト製作技術の研究開発

通信・放送機構では視聴覚障害者用の放送ソフト製作技術の研究開発を実施する。2003年度を基準にすべての録画プログラムを対象に音声字幕処理できるシステム実現のための技術確立を目標に研究開発が行われている。

### (3) 放送字幕の拡充

<図 9> 字幕放送時間の比率の推移



資料: 情報通信白書(2004, 286)

＜表 6＞ 字幕放送普及及び行政の指針

	普及目標の対象		目 標	
	放送時間	放送プログラム		
NHK	午前 7時から午後 12時まで	新しく放送する字幕付与可能なあらゆる放送プログラム	2007年まで対象の放送プログラムのあらゆる字幕付与(NHK30%)	教育放送に対しては視覚障害者等の需要実態を基礎にできるだけ多くの字幕を付与する。
放送大学院			視覚障害者などの需要を基礎にできるだけ多くの字幕付与	
地上民放放送衛星による放送(NHKの放送除外)			2007年までに対象放送プログラムのすべての字幕付与(東京キー局4%)	独立U局に対しては目標年次を弾力的に行う
通信衛星による放送・有線TV放送			当面はできる限り多くの放送プログラムに字幕付与	

資料: 障害者白書(2004, 121)

1997年に字幕放送の普及目標を策定・公表して、字幕拡充を推進しているが、より拡充が要望されることによって日本政府では2003年7月に放送事業者(NHK及び民放放送キー局)に対して字幕放送の普及目標の達成のための字幕放送の計画的な拡充が要請される。NHKの場合、字幕放送が1997年度の32.5%から2002年度の77.9%まで2倍以上に伸び、一方、民放においてもNHKよりは少ないが、1997年度の3.5%から2002年度の28.9%で着実に伸びている。

### 3) 情報通信機器・システムの研究開発及び普及

ユビキタスネットワーク社会の長所を十分に享受するためには、高齢者や障害者を含め誰でも自由に情報発信やアクセスが可能な社会を構築することが必要である。このような観点から高齢者や障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発及び普及、社会環境の整備が要求される。例えば、電話機能やメール機能等頻繁に使用する機能のみを大きい文字で表示し、これまで携帯電話の操作に不安を感じた利用者を配慮した携帯電話が発売されるなど、誰でも使いやすい情報通信機器への研究が進行している。2003年12月には骨伝導方式のスピーカを内装した携帯電話が実用化された。骨伝導方式は人間が鼓膜以外にも音を感知する特性を利用した方式として音の振動を頭蓋骨を通して聴覚機関に伝達するために聴覚に障害がある人の一部が通話することが可能になる。

また、聴覚や言語に障害がある人が携帯電話のメール機能やインターネット機能を使用し文字で警察に通報することができる構造の構築が全国に拡大されている。<sup>14)</sup>さらに、障害者の携帯電話の利用が増加しており、大手企業の携帯電話事業者の販売店では、2003年2月から販売店と手話などを支援する企業をTV電話で結び、聴覚障害者と販売店の販売員との会話を手話とコンピュータ画面の文字出力によって支援するサービスを開始している(情報通信白書 2004, 285)。

---

14) 例えば、2004年1月には警視庁が携帯電話でインターネットを通して文字で通報することができる「警視庁110番サイト」を開設した。

## V. 問題点及び示唆点

### 1. 高齢者・障害者における情報バリアフリー政策の問題点

#### 1) 高齢者・障害者向けの情報化教育の不在

上記の<図4>で示されたように日本の情報格差の現況において主な要因は60歳以上の高齢者のインターネット利用率の低さである。いわゆる情報弱者と呼ばれる高齢者・障害者に対する情報バリアフリー政策が行われているが、依然として格差は減少しない状況である。それには様々な理由があるが、なによりも情報化に対する認識の低さが考えられる。高齢者・障害者においてなぜ情報化が重要であり、活用しなければならないのかについて意識転換が必要である。さらに、情報通信機器を活用し、よりよい生活への利便さや健康な生活ができるという興味を誘発することがより重要であると考えられる。

日本政府は情報化教育を地域のNPOに委任している。地域コミュニティの活性化という側面からこのようなNPOによる情報化教育を支援し、身近なところで気軽にインターネットに親しむという狙いで「シニアネット」のような団体が活動している(総務省郵政事業庁 1999,6-8)。しかしその活動は参加範囲に限界があり、教育内容についてもインターネットの使用法、メールなど、情報通信機器の使い方限定されている。情報化の重要性及び必要性に関する意識教育はそれほど行われていない。情報通信機器の操作よりもこのような意識教育はより体系的かつ責任をもった組織によって持続的に遂行される必要があると考えられる。

## 2) 画一的な情報バリアフリー政策

情報バリアフリー政策は主に接近性のよいホームページの作成、字幕付きの放送プログラム、情報通信機器の開発である。このような政策は情報弱者にとって障害になる環境を取り除く側面の政策である。しかし、同じ情報弱者といっても高齢者と障害者の情報通信機器の利用パターンが異なる。〈図6〉、〈図7〉で示されたように高齢者は情報通信機器を利用しない方が圧倒的に多いが(82%)、障害者の場合は、高齢者よりインターネットや情報通信機器を使用する傾向がある。また、〈図8〉でみるように聴覚障害者はパソコン、インターネット、携帯電話など様々な機器を使うが、視覚障害者は携帯電話の方をより利用するなど、障害の状態によって使う情報通信機器が異なる。しかし、字幕付きの放送やホームページの接近性に関する部分は画面の大きさや音声の調整に関するものが多く、またこれに対応したデザインが多いなど、情報バリアフリーのプログラム内容が視聴覚障害者に限定されている。このように画一的なバリアフリーの政策ではなく、情報弱者の特性を考えた政策が必要になる。さらに、情報通信機器への接近性だけでなく、実際に情報弱者が社会参加や就職活動において役に立つようなコンテンツにも注意を払うべきである。このような情報内容に関する議論やプログラムが不十分である。

## 3) 情報通信機器の実用化の限界

高齢者・障害者の情報格差を解消するためには、彼らの状況にあった情報通信機器のデザインや性能が必要になる。特に、高齢者や障害者の身体条件にあった情報機器や利用方法は民間企業によって研究・開発中であるが、その実用化においてバリアフリーに基づいた機器はまだ高価であり、その種類及び機能も限定されている。日本政府は民間会

社と連携して主にユニバーサル・デザインによる情報通信機器を研究・開発している。各社が提示する接近性に配慮した製品には、NTT東日本、NTTドコモ、三洋電機、ソーカーグループ、ケイネットシステム、パナソニックコミュニケーション等がある<sup>15)</sup>。この製品は主に画面、文字音声に工夫したテレビジョン、骨伝導式の電話及びスピーカなどが多い。情報バリアフリー政策をより充実なものにするためにはこのような情報通信機器を容易に利用し、購入することが自由にできる環境の構築が必要になる。そのためには政府がこのような情報弱者向けの情報通信機器の購入に対する財政的な支援が考えられる。

## 2. 韓国政府への示唆

日本は情報格差の解消政策の一環として情報バリアフリー政策を実施している。その政策については 高齢者・障害者向けの情報化教育の不在、画一的な情報バリアフリー政策、情報通信機器の実用化の限界などの問題があると指摘したが、それにも関わらず、日本の情報バリアフリー政策は韓国政府に与える示唆点がある。

本稿で注目すべきことは、日本の情報バリアフリー政策は情報格差を福祉問題としてとらえることである。つまり、福祉的観点からが高齢者・障害者が経済社会に参加できるよう支援する試みがうかがわれる。日本政府は情報社会において情報弱者が社会経済的活動を充分に享受できるように、必要な情報及び情報技術の取得が容易に達成できる社会環境を構築することを強調する。このような観点から本稿では

---

15) 情報バリアフリー-配慮の製品については<http://www.ciaj.or.jp/access/Goods/index.html>  
参考

日本政府の情報格差解消政策の検討から得られた示唆として次の三つを提示する。

### 1) 情報福祉的な観点の受容

情報バリアフリー政策は、高齢者・障害者が社会参加をするに当たって社会、制度、心理、情報の面での障壁を取り除く政策である。この政策にはすべての国民が享受できる恩恵から抜けることなく、自活で生活することを支援する社会システムであるといえる。特に、急変する環境のなかで情報弱者が情報化環境に適応できるようにし、自立する環境を構築するという情報福祉的な観点から情報格差の解消政策を行っているといえる。

情報福祉(information welfare)とは、情報通信技術からの恩恵をあらゆる国民が受けるように豊富な情報を通して意思決定能力の向上、生活の質の向上で各個人が自己完成と人間の尊厳が発揮できる福祉をいう。このような情報福祉の概念には、情報の福祉と情報化した福祉、そして情報による福祉の意味が盛り込まれている。情報の福祉は情報弱者に対する情報アクセスの機会を支援または拡大し、定期的な教育を通して情報機器の使用能力を向上させ、情報格差を解消することがこれに当たる。情報化した福祉は、福祉サービスをコンテンツ化することで、ウェブサイトを通していろんな福祉と関連した情報を提供し、クライアントと相談することがあげられる。そして情報による福祉は、福祉伝達体系を情報化させることである。発展された情報通信機器を利用し、福祉対象者に対する情報を容易に処理し、福祉行政的な観点からサービスを受けることである(양승목외 2002,92-93; 서이종 1999)。日本の場合はこのような三つの情報福祉的な概念が相互関連しながら情報バリアフリー政策を推進している。日本のバリアフリー政策の推

進状況の検討から韓国においても情報格差の問題を短期的な課題としてとらえるのではなく、長期的でかつ包括的な観点を取り入れた総合性が必要になると考えられる。

## 2) ユニバーサル・デザインの普遍化

日本の情報格差解消政策の特徴は情報弱者が容易に情報や情報技術にアクセスできる環境づくりにあるといえる。これは上記に指摘した情報バリアフリー政策と密接に関連している。つまり、社会に情報障壁をなくすことで、ユニバーサルデザインの重要性を提示している。

ユニバーサル・デザイン(Universal Design)という用語は、1974年4月にNorth Carolina州立大学のユニバーサル・デザイン・センターで初めてとらえられた概念である。16)ユニバーサル・デザインとは、代替や特別なデザインではない可能な限りすべての人が利用可能な品物と環境に関するデザインであると定義した(한국정보문화진흥원 2003, 9-10)。さらに、このユニバーサル・デザインをウェブに適用し、容易なアクセスが可能な環境を強調する。つまり、ユニバーサル・デザインの概念に基づき、求められる電気通信設備の機能について、障害にも関わらず入力、出力結果の利用、操作等が容易に行えることが強調されるのがウェブ・アクセシビリティである(障害者白書 2004,117)。具体的に、情報技術を使わなくても、情報をより容易に取得するためにTV字幕、音声の読み上げ、使いやすいホームページなど技術を開発し、普及する。また日本は高齢者・障害者

---

16) このセンターではユニバーサルデザインの7つの原則をあげている。一つ、正当な利用、二つ、使用上の融通性、三つ、単純・直感的デザイン、四つ、受容可能な情報、五つ、エラーに対する包容力、六つ、最小限の物理的な努力、七つ、接近及び使用のためのサイズと空間がある。

等だれでもウェブにアクセスできるウェブ・アクセシビリティ評価システム(J WAS)<sup>17)</sup>を開発し、普及している。さらに、日本は自立コム(Jiritsu Com)で文字電話機ではないコンピュータ端末機を利用したTRS(周波数共用通信)サービスが利用できるアプリケーション<sup>18)</sup>を開発し、サービスを部分的に提供している(한국정보문화진흥원 2003b, 139-141)。日本政府は情報弱者に優しい情報社会の環境を構築するために多角的な工夫を行っている。

### 3) 政府、企業、NPOとの協力的連携

日本の情報格差解消には政府、企業、NPOの緊密な協力があげられる。政府は関連法律の制定を通して法的基盤を整備し、また、財政的支援を与え、テレワークの研究及び支援、IT生きがい・ふれあい支援センター施設の整備、就労支援機器の開発等を行っている(障害者白書 2004, 44-45)。この政策を実現可能なものにするために企業やNPOの協力が重要な課題であり、実際に中核的な役割を果たしている。企業は高齢者・障害者のための情報通信機器や製品の開発及び研究を進み、製品の実用化を目指している。このような機器の利用によって障害者のテレワーク(遠隔勤務)を通して就職の機会を拡大し、通信システムを通して新しい雇用様式を促進し、障害者の能力を最大限活用することを強調する。一方、様々なNPOが多様なプログラム活動を通して高齢者・障害者が自活できる環境を支援し情報格差の解消だけでなく、バリアーを取り除く形での社会活動を行っている。特に、NPOの活動を支援するのMSO (Management Support

---

17) [www.jwas.gr.jp](http://www.jwas.gr.jp).

18) ECOT, Enhanced Communication on the Telep TRShone

Organization)体系は韓国のNPO活動の活性化に示唆を与える。NPO活動を支援するMSOはNPOが直面する運営面での課題として情報提供、事務所、会議室、法律面や会計面のコンサルティングサービスを提供する。また、財政的な面ではNPOの財政基盤強化のために寄付金に関する税制の整備を行っている。税制上の優遇措置が施行されることがNPO活動の支援において核心的な要素である。このように日本の場合にはNPOやボランティア活動が地域コミュニティと緊密に結び付き、情報通信の利用支援の活動を継続的に行うことが情報バリアフリー政策にとって非常に重要なことである(総務省郵政事業庁1999,16)。このように日本社会が情報福祉的観点から協力的な連携関係を持ちつつ情報格差の解消に取り組む努力は今後韓国政府の情報弱者に対する情報格差の解消政策において検討する必要がある。

## 참고문헌

- 김문조·김종길. 2002. “정보격차의 이론적, 정책적 재고”. 『한국사회학』 제36집 4호.
- 서이중. 1998. “정보화의 공공목표로서 “보편적 서비스 개념과 그 문제점: 정보복지개념의 정립을 위하여,” 『한국사회과학』 20(2).
- 서이중. 1999. “디지털 정보격차의 구조와 사회문제화.” 『정보와 사회』 2.
- 양승묵·송호근·조권중. 2002. “지식기반사회에서의 정보민주주의와 정보복지 정책: 정보편중 및 과독점해소방안.” 『한국사회과학』 24(1)
- 최두진·김지희. 2004. “정보격차패러다임의 전환과 생산적 정보활용방안.” 『정보격차이슈리포트』. Vol.1. No.2.
- 한국정보문화진흥원. 2003a. 『정보소외계층의 사회참여확보를 위한 복지정보 통신기술 발전동향』.
- 한국정보문화진흥원. 2003b. 『해외 정보격차해소 정책의 흐름과 변화』.
- 한국문화진흥원. 2004. 『정보격차해소 백서』.
- 池田佳代子. 2002. “情報バリアのない電子自治体.” 『都市問題』 98(3).
- (財)インターネット協会監修. 2004. 『インターネット白書』.
- 清原慶子. 2002. “ユビキタスネットワーク時代における自治体情報化と情報バリアフリー.” 『都市問題研究』 54(10).
- 白井均·城野敬子·石井恭子. 2000. 『電子政府』. 東京: 東洋経済新報社.
- 総務省. 2003. 『平成15年版情報通信白書』.
- 総務省. 2004. 『平成16年版情報通信白書』.
- 総務省行政管理局. 2005. “電子政府構築に向けた取組.”
- 総務省郵政事業庁. 1999. 『情報バリアフリー環境の整備の在り方に関する研究会』.
- 総理府編. 1995. 『平成7年版障害者白書』.
- 多賀谷一照. 2002. 『電子政府・電子自治体』. 東京: 第一法規.
- 内閣部. 1998. 『平成10年版障害者白書』.
- 内閣部. 2004. 『平成16年版障害者白書』.
- 郵政省通信政策局情報企画課(監修). 1996. 『共生型情報社会の構築』. 東京: NTT出版.
- [http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports)(検索日 2005.5.26)

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/honbun.html>(検索日 2005.5.26)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>(検索日 2005.5.26)

<http://www.zaimu.yusei.go.jp/tokei/tdmokuji.html>(検索日 2005.5.26)

<http://www.dosite.jp/j/domes/itstr-j.html>(検索日 2005.5.26)

<http://www.jwas.gr.jp>(検索日 2005.5.26)

Compaine, B. M. 2001. *The Digital Divide: Facing a Crisis or Creating a Myth?* Mass: MIT Press.

Molnar, S. 2002. *Explanation frame of the digital divide issue*, Information Society. Vol 4.

Negroponte, N. 1995. *Being Digital*. New York: Knopf.

OECD. 2001. *Understanding the digital divide*. OECD Publication.

Schiller, I. H. 1996. *Information Inequality: The Deepening Social Crisis in America*. New York: Routledge.

**ABSTRACT**

---

**A Study on the Situation and Problems of Information  
Barrier-Free on Japan :  
on the Basis of the Aged and the Disabled**

---

**LEE, Jasung**

Researcher,  
Department of Research, Korea Association of Local Informatization

This Paper is to consider the situation and Problems of Information Barrier-Free on Japan, including offering several suggestions in Korea. As the result of this research, the extent of digital divide between the aged and the disabled in Japan is the worst among all the kinds of digital divide, and therefore the government's information barrier-free policy is practiced for them.

This indicates that the range of their digital divide solution has change from just learning of information technology into information welfare. This paper also proposes three schemes for Korea, that is the consideration on information barrier-free and information welfare ; the stress on universal design and web accessibility ; the cooperation with government, business and NPC.

**Key Words :** digital divide, information barrier-free, information welfare, the aged and the disabled